

一般社団法人日本家政学会 家族関係学部会

## 第44回 家族関係学セミナー 要旨集

公開シンポジウム

自由報告

- 
- 日時 2024年10月26日(土)・27日(日)
  - 会場 東京家政学院大学 (東京都千代田区三番町22)

## <日程>

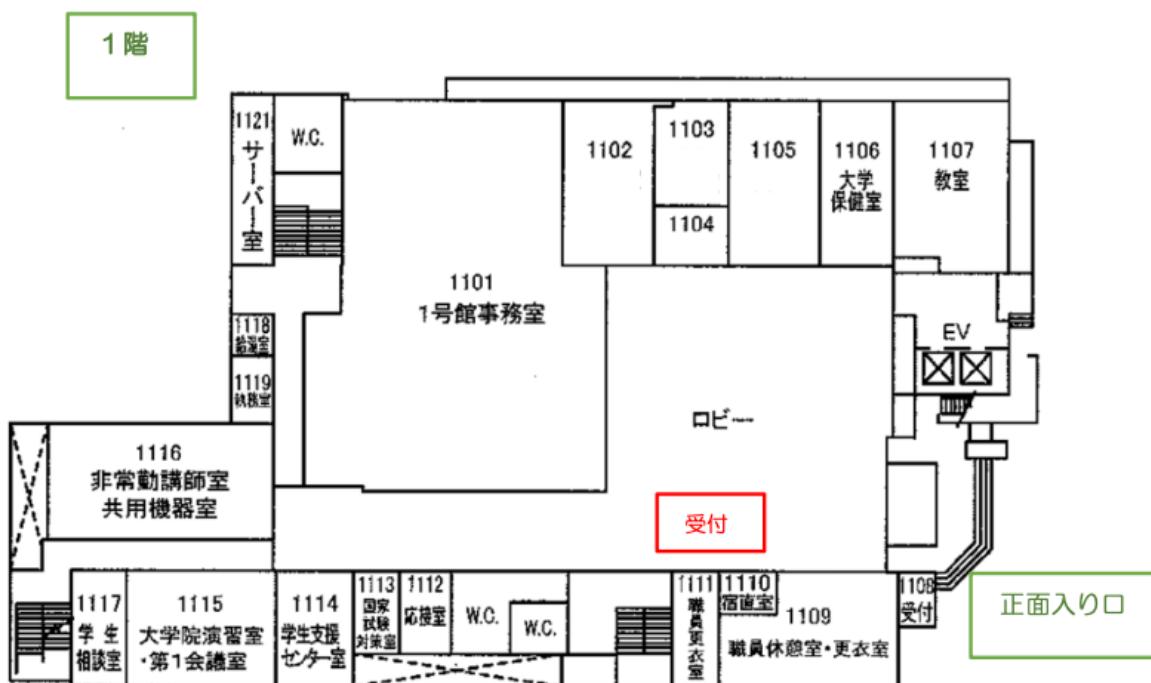
10月26日(土)

- 12:30～ 受付・入室開始  
13:00～16:00 公開シンポジウム：人生をどう締めくくるのか—終活ブームの背景にある家族と社会の変化—  
16:30～17:30 総会  
17:45～19:00 交流会
- 10月27日(日)
- 9:30～ 受付開始  
10:00～12:10 自由報告

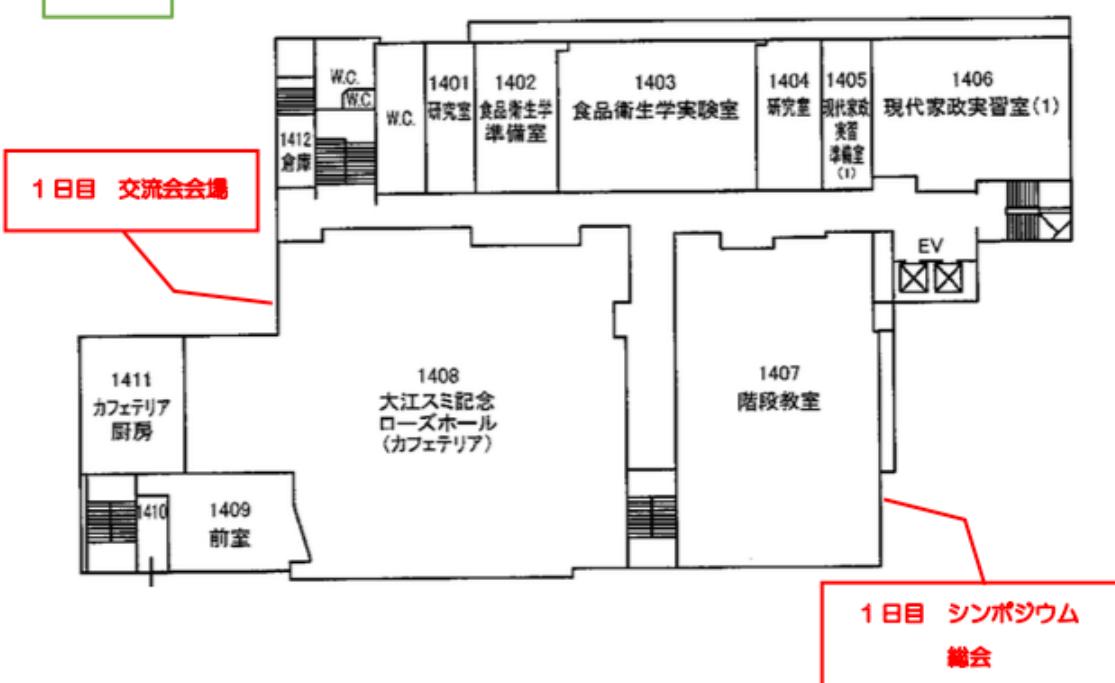
\*公開シンポジウムは、一般社団法人日本家政学会の活動助成を受けて開催します。

## <会場案内図>

東京家政学院大学千代田三番町キャンパス 1号館



4階



3階



## ＜公開シンポジウム＞

10月26日（土）

13時00分～16時00分

テーマ：人生をどう締めくくるのか—終活ブームの背景にある家族と社会の変化—

### 【趣旨】

多死社会である今日、死は身近に遍在しているものの、その在り方は従来とは異なる様相を示し、さまざまな問い合わせ私たちに突きつけています。死にゆく過程、葬送や墓、先祖祭祀、家の継承、財産の処分等々、拠るべき慣習や託すべき存在が曖昧になり、みずからが考え決定することを求められています。そして私たちは、自身の死について考えることが、今をいかに生きるかを考えることと背中合わせにあるのだということに気づき始めてもいます。

このような問題意識のもと、生と死をめぐる諸問題を研究しておられる先生方にそれぞれのお立場からご報告をいただき、参加者も含めて議論を深めたいと考えています。

13:00～

司会 藤崎 宏子（元お茶の水女子大学）・安藤 究（名古屋市立大学）

### 報告1：「死後福祉」をつくる—無縁社会における支援システム—

東洋大学現代社会総合研究所客員研究員 井上 治代 氏

### 報告2：変容する家族と葬儀—私たちは葬儀に何を求めるのか—

尚絅学院大学教授 渡邊 千恵子 氏

### 報告3：財産の家族的継承と社会的継承—自己決定としての遺贈寄付—

立教大学社会デザイン研究所研究員 星野 哲 氏

討論： 名古屋市立大学教授 安藤 究 氏

## 【シンポジストのご紹介】

### 井上 治代（いのうえ はるよ）氏

社会学博士。東洋大学ライフデザイン学部教授を経て、現在、同大学・現代社会総合研究所客員研究員や認定NPO法人エンディングセンター理事長として、研究・執筆・講演・評論活動を行っている。主な自著に『現代お墓事情—ゆれる家族の中で』(1990 創元社)、『最期まで自分らしく』(2000 毎日新聞社)、『墓をめぐる家族論』(2000 平凡社)、『墓と家族の変容』(2003 岩波書店)、『子の世話にならずに死にたい』(2005 講談社)、『桜葬—桜の下で眠りたい』(2012 三省堂)他多数。共著には「集合墓を核にした結縁—「桜葬」の試み」『地域社会をつくる宗教』叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 第2巻(2012 明石書店)、「死生観なき時代の死の受容—スピリチュアルケアとしての先祖祭祀から自然・墓友へ—」「終活」を考える—自分らしい生と死の探求』(2017 上智大学新書)他。現在「死後福祉」に関連する本の執筆中。

### 渡邊 千恵子（わたなべ ちえこ）氏

尚絅学院大学 総合人間科学系社会部門教授。奈良女子大学大学院生活経営学専攻修了。

専攻は家族関係学、生活経営学、消費者教育。

主要業績：渡邊千恵子・阿留多伎眞人「家族の私事化と葬儀の変化」(尚絅学院大学紀要 第52集 2006)、阿留多伎眞人・渡邊千恵子「葬儀構造の変化の方向性-仙台市の斎場の利用圈-」(『尚絅学院大学紀要第54集』2007)、渡邊千恵子「家族と葬儀をめぐる現代的課題」(『尚絅学院大学紀要 第61・62号』2011)

### 星野 哲（ほしの さとし）氏

立教大学社会デザイン研究所研究員、立教大学大学院兼任講師

1962年生まれ。元朝日新聞記者(2016年に独立)。30年以上前、取材で墓や葬儀の変化に关心を持って以降、ライフエンディングステージ分野に関して「死・自己決定・つながり」をキーワードとして取材・研究を続ける。NHK「クローズアップ現代」「ラジオ深夜便」などテレビやラジオなどの出演も多数。サイト「集活ラボ」運営。単著に『定年後』はお寺が居場所』(集英社新書)、「人生を輝かせるお金の使い方 遺贈寄付という選択」(日本法令)、「遺贈寄付 最期のお金の活かし方」(幻冬舎)、「終活難民 あなたは誰に送ってもらえますか」(平凡社新書)、「寺、再起動 『ゾンビ寺』からの脱出！」(法藏館)ほか。

安藤 究（あんどう きわむ）氏

名古屋市立大学人文社会学部教授。専攻は家族社会学、ライフコース論

主要業績：安藤究『祖父母であること—戦後日本の人口・家族変動のなかで』(2017 名古屋大学出版会)、安藤究「近年における『祖父母・孫関係』研究の動向」(2020 『家族関係学』No.39)、ANDO, K., "Grandparenthood: Crossroads between Gender and Aging." (2005 *International Journal of Japanese Sociology*, 14), ANDO, K., "Dealing with Death through the Market: The Development of Life Insurance Industry Embedded in Post-war Japanese Family and Life Course Changes," (2012 paper presented at WORKSHOP ON EMBEDDEDNESS AND EMBEDDING, University of Gdańsk & Kashubian Institute, Gdańsk, Poland)

## 報告 1

# 「死後福祉」をつくる —無縁社会における支援システム—

井上 治代  
東洋大学

### 【問題の所在】

戦後の日本社会における家族研究は、「家」から始まり「近代家族」へとパラダイム転換した。さらにいま家族を形成しない人や、子どもを持たないライフコースを選ぶ人も増加し、2010年の国勢調査から典型的な核家族であるところの「夫婦と子どもからなる世帯」よりも「単独世帯」が最多となった。こういった家族機能が弱体化した状況の中で、家族に代わる新しい「生の保証」の場を確保する必要性が生じ「親密圏」といったパラダイムが登場した。

ドイツの社会学者ウルリッヒ・ベックは、現代社会の特徴を「リスク社会」とする。「確信できるものを欠いた状態のなかで、自己と他者にたいする新たな確実性を見いだし、創造することを人びとが強いられている」というのである（1997『再帰的近代化』p32）。

葬送分野に限ってみると、伝統社会にあった「死んだら家の先祖さまになり、子孫によって家では仏壇に、外では墓に祀られる」という「死後の物語」（死生観）の確実性を失い、葬儀では、家族葬や一日葬、葬儀を行わない直葬が登場し、墓では墓をつくらない散骨や宇宙葬、樹木葬、継承を必要としない墓のような形態が出てきて、伝統が意味を持たなくなり新たなる確実性を模索している段階である。

人口減少社会・超高齢社会、単独世帯が4割になるという社会にあって、内閣府は「孤独・孤立対策推進室」を設置し、2024年4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行された。これまで「福祉」は「生者」だけを対象とし、「死者」はその対象としてこなかった。そして「無縁死」を引き起こす無縁社会の問題を、社会的排除と親密圏の変容といった視角から捉え、問題設定は「生きているとき」の孤立の回避と連帯が命題になっている。これでは現実に起こっている問題解決の一側面しか捉えていないことになる。また、超高齢社会では身寄りのない人だけでなく、一般的に、想像以上のさまざまなサポートが必要になっている。しかし、社会的なケアシステムが確立していないのが実情である。

### 【本研究の目的】

あらゆる動物の中で、人間だけが「死者を葬る」という行為を行うという。だとすれば、「人間の尊厳」という概念が及ぶ範囲は「埋葬まで」であるといえよう。本研究は、人間が死んで「死者」になって埋葬されるまでを指定する。そして本研究の目的は、認定NPO法人エンディングセンター（理事長・筆者）が実践している「エンディングサポート」に着目し、①契約者の属性、②親族に自身のことを頼めないと思った動機を探すことによって、サポート契約者の実態を浮き彫りにし、「死後福祉」をつくるための基礎資料とすることである。

### 【研究の方法】

エンディングセンターは、1990年に前身となる市民団体「21世紀の結縁と墓を考える会」として設立され、2000年から「エンディングセンターとして」実践活動を行う。2005年から、核家族化した現代人のニーズにあった墓を企画し会員運営をしている。2024年8月末現在、

会員数は約3850人である。「桜葬」墓地は、継承者を必要とせず、「桜」を墓標とした自然志向の集合墓で、単なる遺骨を納める墓にとどまらず、家族機能の希薄化を補う「結縁」（墓友コミュニティ）が形成されている点が特徴的である。

非継承墓である「桜葬」墓地（樹木葬の一種で、墓標が桜であるもの）を契約した人の中で、葬送の担い手を家族・親族で確保できず、自身の葬儀や死後事務等を、生前の委任契約によって第三者である認定NPO法人エンディングセンターに法的な契約によって託した人々を対象とし、データ分析や、質問紙調査および面接調査によって、葬送の社会化の実態を明らかにする。

### 【研究結果】

研究課題：『無縁死』が問題視される現代社会における葬儀や死後事務等を第三者に託す「葬送の社会化」に関する研究（2018年度笹川科学研究助成）と、それに加えて2020年調査、2024年補足調査を加えて、その結果を発表する。契約時の聞き取りや提出された系図などから、調査対象者の「未・既婚の別」や「子どもの状況」をまとめると、未婚者は68.1%、既婚者57.8%。子どもの有無をみると、「子どもなし」が75.6%であった。

「子ども」の有無が、第3者に死後のことを託さざるをえない理由に関係していることがわかる。そして既婚であって子どもがいても、「頼れない、障害を持っている」「絶縁」「死亡」「養子」「配偶者の連れ子」といった死後のことを託せない事情が見えてきた。

また「親族にご自身のことを頼めないと思った動機など」といった質問の記述から、親族は【高齢】【没交渉】【遠縁・養子】【遠方】【迷惑・負担をかけたくない】【自己責任】【葬送の社会化】といったカテゴリーが抽出できた。

そのほかNPO法人エンディングセンターの遺骨移送システム＝「桜便」（スタッフが運ぶか、セキュリティ付ゆうパックを使用）を申し込んだ人々の理由を見ると、超高齢社会の実態が見えてくる。例えば、夫の遺骨を重くて持ち運べないために墓に埋葬できないで困っていた高齢の妻。埋葬の当日もスタッフが遺族の代わりに立ち会った。また一人娘が「父の遺骨は非常に重く、人に預けることも下に置くこともできず、トイレに行くこともできなかった。自宅に安置し、埋葬日もまた墓地にもっていかなければと当日まで緊張し、悲しみを感じることができなかった。母の時には『桜便』を利用したので、心の準備ができる本当に助かった」と。

### 【まとめ】

これまで福祉も法律も死者を対象とせず、わずかにあるのは「生活保護法」による葬祭費の給付と、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」による措置である。ところが現在増えているのは、葬祭費もあり、身元もはっきりしているが、死後のことを託す者がいないケースであって、先の2つの法律の範疇を超えた、既存の法律が想定していない事態が進んでいるのである。いままさに多死社会、単身社会に適合した根本的な法整備とケアシステムが必要となっている。明治時代に制定された法律では、一般人が直面している問題を解決することは困難である。家族機能が弱まった現代社会では、家族に代替する「葬送の社会化」が確立し、行政の「措置」から自由意志による「契約」への移行が課題となっている。一方、介護保険制度のように、老齢期を生きる資金確保のための「終活保険制度」なども必要であろう。

## 報告 2

### 変容する家族と葬儀

私たちは葬儀に何を求めるのか

渡邊 千恵子

尚絅学院大学

#### 1. はじめに

日本における葬儀の変容については、近年、多くの研究が行われており、家族葬の増加、一日葬や直葬などの簡略化、葬儀会館利用の一般化などが挙げられている。これらは家族や社会の変動の影響を受けたものであり、現代社会に適合していったと考えられるが、葬儀に関して多くの人が違和感や不安感を抱いているのはなぜだろうか。

ここでは、その要因を「葬儀が互酬性の規範の影響を強く受けている」からという視点に立ち、葬儀が行われるメカニズムについて整理し、現代社会における葬儀の変容と人々が抱く違和感と不安感の要因を明らかにする。また、家族の個人化が進むなかで、私たちは葬儀に何を求めるのかについて考えていく。

#### 2. 互酬性の規範とは

人間の相互作用過程に介在する交換には経済的交換と社会的交換がある。この社会的交換は人々の間で行われる贈り物やサービスの相互交換のことを指し、その交換にはサービスを受けたら返さないとならないという互酬性が社会的規範として共有され、社会的つながりを強化する働きを持っている。葬儀においてもこの互酬性の規範がメカニズムとして働いている。H. ベフは「互酬性の規範」には①文化的準拠枠組み、②互酬性の普遍的規範、③交換の慣習的規則、④交換の個人的戦略の4つの段階があるとしている。

#### 3. 互酬性の規範からみた葬儀の変容

ここでは、明治期から現代にいたるまで変容してきた葬儀を「伝統的葬儀」、「近代的葬儀」、「現代的葬儀」とモデル化して、上述した4つの視点から整理する。詳細は表Iに記したとおりである。ここから分かることは、①「故人を弔う」という儀礼文化は維持されている、②「義理」という互酬性の規範を果たす範囲が地縁から社縁、そして家族等へとより縮小している、③慣習的規則においては、「葬儀社に依頼し、仏教式の葬儀を行う」というスタンダードパッケージ化が定着している、④個人的戦略はより家族の都合や個人の自己決定が優先されている、という変容の方向性である。

慣習的規則として定着した「葬儀社と寺院」による葬儀には、経済的交換と社会的交換の特性が混在している。葬儀社が提供する消費財であるにもかかわらず、その費用に社会的交換が持つ曖昧さが含まれている点、宗教浮動層が増えるにつれて「寺壇関係の顧客化」が進んでいく点、この二面性が葬儀に対する違和感や不信感の正体である。また、葬儀費用は160万円から170万円(日本消費者協会、「第12回葬儀に関するアンケート調査報告書」)と高額であり、その負担が多く人の心配事となっている。コロナ禍により、定着が進んだ家族葬については慣習的規則として一般化しつつあるが、互酬性の範囲において問題が残されている。また、家族の負担(経済的・運営的)軽減や家族に頼れない人の増加により、直葬や一日葬などといった簡略化した葬儀が受け入れられるようになってきている。

#### 4. 「家族の個人化」～「家族枠内の個人化」と「家族の本質的個人化」

「家族枠内の個人化」は家族関係自体の解消困難性を保持したまま、家族形態や規範、行動などの選択可能性が増大するというプロセスであり、「私事化」と「個別化」がある。「私事化」は葬儀を社会的儀礼から家族的儀礼へ、社会的交換から経済的交換へという変容をもたら

し、結果として葬儀社への依存を高める状況を作り出した。「個別化」は、「近代的葬儀」では葬儀の大型化をもたらし、「現代的葬儀」では自分らしい葬儀という個人の欲求の多様性をもたらした。「家族の本質的個人化」は家族の選択可能性や解消可能性が拡大した状況であり、家族との関係性の希薄化やそもそも家族を持たない選択をもたらしている。これは家族を前提とした葬儀メカニズムの破綻を意味しており、葬儀が個人によって対応する問題となったこと（「葬儀の個人化」）を意味している。そこには、個人の選択という意味を超えた階層性が生じ、無縁死、孤立死が社会問題化してきている。

### 5. 私たちは葬儀に何を求めるのか？～新しい秩序の構築～

「葬儀は家族が担う」という規範的拘束力は依然として強く、遺族は商品化された葬儀を自由に選択できる。一方で、葬儀を担う家族がいない人、経済的負担を担えない人も出てきている。それぞれにおいて、私たちは葬儀に何を求めるのだろうか。家族が葬儀を担う場合、一般的化してきた家族葬では第三者としての他者が排除され、故人とのお別れの時間が大切にされるとともに、準備や対応の負担軽減が求められる。費用に関しては、慣習的なモノやサービスが見直され、幅広い選択肢の提示が求められるだろう。家族不在や家族が担わない場合は、市場だけに任せることではなく、人間の尊厳や人権の視点から新しい秩序の構築が必要である。家族や経済力の有無によって侵されない「故人を社会の一員として見送る、お別れをする」仕組みが求められると考える。横須賀市では、希望する全市民を対象として、倒れた場合や亡くなった場合に必要となる情報を登録する「わたしの終活登録事業」を開始している。これは本人の意思の実現をサポートする事業であり、死後の安心を保証することによって、人生におけるウェルビーイングをもたらすものである。多死社会において、私たちに求められるのは死をタブー視することなく、主体的に多様なステークホルダーと連携する姿勢と能力である。

表I 互酬性の規範からみた葬儀の変容

	文化的枠組み	互酬性の規範	慣習的規則	個人的戦略
伝統的葬儀	「家」の祖先祭祀 社会的儀礼	「義理」 共同体内における「家」単位の世代を超えた社会関係	葬式組 大々的な共食/ 習俗	立派な葬儀 義理受け帳
近代的葬儀	地位共同体の弱体化 社会的儀礼から家族的儀礼へ	「義理」 社縁を中心とした社会関係 社会関係の個別化	喪家が葬儀社へ依頼 仏式葬儀	世間並みの葬儀 葬儀の大型化
現代的葬儀	家族的儀礼・個人の葬儀 長寿化/ 多死社会/ 無縁死/	家族内、共通の想いでつながる社会関係	喪家が葬儀社へ依頼 仏式葬儀 家族葬/ 直葬/ 一日葬	終活/ 簡略化/ 費用削減 自分らしさ 遺族のグリーフワーク

## 報告 3

# 財産の家族的継承と社会的継承 —自己決定としての遺贈寄付—

星野 哲  
立教大学

**【概要】** 遺産は子どもら家族に遺すものという「常識」が変化している。法定相続人以外の第三者、中でもNPOや公益法人、学校法人といった特に社会的活動をする団体へ遺産の一部または全部を贈る「遺贈寄付」を主体的に選択する人が増えつつあるのだ。家族への老後ケアや死後事務、弔いを担うことが半ば当然視されていた近代家族が、少子化や非婚化などでその役割を必ずしも担い切れなくなった。これに伴い、個人が自身の老後や死後に備えて可能な範囲で準備をする「終活」が一般化したことが背景にある。終活は自己決定が前提だ。葬儀や墓、遺品の扱いなどをどうするかを考え、決める。終活は家族の変容によって「好むと好まざるとに関わらず」という状況適合的な側面と同時に、自身の希望や考えを活かすという積極的側面も含まれるといえる。遺贈寄付はこの積極的側面の一つの形として位置付けることができるだろう。

### 1. 遺贈寄付の現状と意義

国税庁によると、2021年度に遺贈寄付された金額は少なくとも約278億円。12年度以降、ほぼ毎年増えており12年度の倍以上の額となっている。相続財産の規模は年間37兆～63兆円程度と試算されているから、額としてはまだ小さいとはいえ増加傾向は明確だ。

グローバリズムの進展などで社会課題が複雑化し、従来の国家など公的セクターだけで対処することは現実的ではなくなり、NPOなど非営利セクターによる対応が不可欠となっている。その活動資金の中心は寄付であり、まとまった金額になることが多い遺贈寄付へのニーズは高まっている。遺贈寄付を普及・発展させることを目指す一般社団法人「日本レガシーギフト協会」がNPOや法律家らによって設立されたのは16年。「国際遺贈寄付の日」である9月13に合わせて日本で初めて遺贈寄付推進キャンペーン「遺贈寄付ウォーク」が開催されたのが20年で、参加団体数など年々、開催規模が大きくなっている。こうした動きもあり、遺贈寄付に関する社会的認知度が高まっている。

寄付者、寄付を受ける団体、社会のいずれにも利があるため、遺贈寄付は「三方よし」だと私は考えている。社会にとっての利をここでは2つだけ指摘する。超高齢化で、亡くなる人だけでなく相続人も高齢者という「老老相続」が増えている。個人金融資産2141兆円の6割を60歳以上が保有している現状をみれば、遺贈寄付によりその一部でも社会に循環させる意義は大きいという点が一つ。もう一つは、相続財産の一極集中の是正だ。東京を中心とする大都市部への人口集中の結果、亡くなる人が地方にいても相続人が都市部に暮らすケースが増え、相続財産が特に東京に集中する現象が起きている。この是正のために遺贈寄付を活用すれば、地方で遺産を活かすことができる。

### 2. 終活と遺贈寄付

2050年には全世帯に占める一人暮らし（単独世帯）の割合が44.3%になると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所）。特徴的なのは高齢者の単独化だ。65歳以上のうち、一人暮らしの割合は20年→50年で女性が23.6%→29.3%、男性は16.4%→26.1%に上昇。65歳以上の単独世帯未婚率も女性は11.9%→30.2%、男性は33.7%→59.7%と推計されている。老後のケアや死後のことを家族や血縁に頼れない人は確実に増えていくと考えられる。

終活という言葉が09年に生まれ、現在も日常的に使われ、この言葉を用いて行動する人々がいるのはこうした変化が背景にある。だが、終活でいくら様々な自己決定をしたとしても、死後ることは自分で実行することはできない。「誰か」に実行を託すかを決めることが求められる。「誰か」は家族・血縁かもしれないし、友人あるいは「高齢者等終身サポート事業」を実施する団体かもしれない。終身サポート事業とは、契約者の生前は身元保証や成年後見などを担い、死後は葬儀や各種契約の解除、遺品整理などを死後事務委任契約に従って行う事業。実際に選択するか否かは別にして、現状では「誰か」の決定過程にこうした家族以外の第三者が関与する可能性が常に内包されている。言い換えれば、意識するかしないかは別としても終活を通して社会に目を向ける、あるいは社会と関わる可能性が随伴している。ここに遺贈寄付の土壤が形成されていると考える。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」によると、「財産を子どもに残したい」と考える人の割合は07年に64.5%だったが、23年には45.4%に減っている。一方、「社会・公共の役に立つようにしたい」は0.9%から5.0%へと増えている（その内、「子どもがいても」という割合は0.5%から2.2%。「子どもがないから」は0.4%から2.8%）。家族的継承から社会的継承への移行傾向がみてとれる。相続人がいても遺贈寄付することは、何らかの形で自身の財産を社会に還元しようとする積極的選択といえることは言を俟たないだろう。相続人がいない場合、遺産は最終的に国庫に納められる。それを避けるために選択する遺贈寄付は状況適合的対応といえるかもしれないが、数ある候補先から自身の価値観に従って遺贈先を決めることはやはり積極的な選択と位置付けられる。人生の最後に利他的で満足に足る積極的な選択・決定ができたという感覚が得られるとすれば、それは大きな「幸せ」につながるのではないか。

私たち人間は決して単独では生きていけない関係的存在だからこそ社会を形成している。日本社会では戦後、主に国家を介した税による所得の再分配機能によって公平性を目指すことでのいわば「私たち」という感覚を育んで社会を維持してきた。だが、近年の新自由主義経済の広がりなどに伴い格差拡大が生じ、「私たち」は「私」がバラバラに並列する分断された関係性へと変化しつつあるといえる。税の本質的重要性に変わりはないものの国家を介さない遺贈寄付という目に見える直接的な相互扶助の手段——死後だから自身が得られるものはない、究極的な利他行為——が、そんな社会で相互の関係性を維持・構築するうえで果たす役割は今後、より大きくなっていくのではないだろうか。

## <自由報告>

9時00分～12時30分

【報告18分（1鈴：終了1分前、2鈴：終了）、質疑応答5分、計23分】

A会場：1号館3階 教室番号 1302

座長：青木加奈子（京都ノートルダム女子大学）

1. 中国北京市の若者における持ち家負担の男女の割合の変化に関する調査  
劉俊（高知大学総合人間自然科学研究科）
2. 中国における民間化・商業化された性教育をめぐる動向と課題  
楊欣欣（大阪公立大学現代システム科学研究科）
3. 近代以降の少子化傾向を客観的に把握する一研究  
平松紀代子（滋賀大学）
4. 日本と韓国の高校生の高齢社会と将来イメージに対する意識比較  
杉井潤子（同志社大学）・金珠賢（国立忠南大学校）

B会場：1号館3階 教室番号 1303

座長：花形美緒（明星大学）

1. 中学校家庭科家族領域の指導案分析—シティズンシップ教育を視点として—  
増田莉子（神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程）
2. 中学校家庭科における「家族・家庭生活」分野の授業実践—子どもの視点から家族を捉え直す  
庄司直矢（愛知教育大学大学院教育学研究科）
3. 高等学校家庭科教育「家庭・家族」分野のアプローチ方法の検討  
松山葵（都立世田谷泉高等学校）
4. 小学校家庭科の家族・家庭生活領域における地域観の考察  
永田晴子（大妻女子大学）
5. 家庭科教員養成に所属する学生の家族の在り方や多様性を題材にした授業構想：  
家族に関するワーク集の活用を通して  
村田晋太朗（三重大学教育学部）・上野顕子（金城学院大学）

## 国北京市の若者における持ち家負担の男女の割合の変化に関する調査

○刘 俊

高知大学総合人間自然科学研究科

### 1. 背景

近年、中国においては「家を買わないと結婚できない」状況になっている。女性が結婚相手を選ぶ際、相手の男性が家を所有しているかをきわめて重視するため、男性の「持ち家」の有無が婚姻市場に顕著な影響を与えていている。しかし、北京のような大都市の住宅価格はすでに一般人には負担しがたい状況になっている。2021年の中中国全体の持ち家率は73.8%だが、北京の都市部の持ち家率はわずか56.3%であった。本研究では、北京の女性は結婚相手の持ち家の有無及び持ち家の負担割合に対し、どのように期待しているのかを明らかにする。

### 2. 方法

北京市に住んでいる20代の未婚女性5名にオンライン上で半構造インタビュー調査を実施した。平均調査時間は1時間程度である。

### 3. 結果及び考察

調査内容の分析から、北京に住み、この先も北京で生活するつもりの女性は、結婚相手の「持ち家」の有無及び持ち家の負担割合に対し、中国の他地域と明確の違いがあるのがわかる。

まず、住宅取得のタイミングについて、北京に住む女性の理想的なライフコースは、結婚、出産、持ち家である。しかし、北京の住宅の価格はきわめて高いので、家を買うのが難しい。そこで、多くの女性は、持ち家、結婚、出産という順番に変える。また、結婚相手に求める条件について、男性の「持ち家」の有無を気にしない。一方で、男性の学歴を重視する割合が高い。これは主に住宅価格の高さにより、男性は住宅取得が困難となり、学歴に対する期待価値は労働市場において相応の収益率を達成することができる。そのため、持ち家の代わりに女性の結婚相手を選ぶ条件における学歴選好を高める（楊ら、2021）と考えられる。

次に、持ち家の負担から見れば、全ての女性は家の購入に積極的に参入する。原因是「男性一人に経済的なプレッシャーを背負わせたくない」、「離婚しても保障がある」である。また、多くの若い女性は理想的に半分の住宅購入の経済的な負担を担いたい。しかし、男性の収入（住宅購入に必要となる経済力も含める）が自分より高いことが望ましい。つまり、女性は男性がより多くの経済的な負担を担うのを希望する。そこからわかるように、女性にとって住宅取得の負担率に対し、もっとも大きな要因は自分と相手の経済力の格差であるまた、男性の負担率が半分以上であることを求める。

### 参考文献

楊青・王詩勇・徐俊杰・王洪衛 2021 「房子還是学歴?-房价上漲与女性選偶的学歴偏好」『財經研究』6:pp. 154-168

## 中国における民間化・商業化された性教育をめぐる動向と課題

○楊欣欣

大阪公立大学・現代システム科学研究科

### 1. 背景と目的

中国においては、学校、民間団体がそれぞれまたは協働して性教育を推進することは大きな挑戦である。この現状を改善するために、新しい取り組みとしての商業化された性教育実践が「性教育キャンプ」の形で2000年代に中国に登場し、2010年以降に全国で展開され、2019年にブームになった。「性教育キャンプ」とは子どもたちの夏休みや冬休み期間中に企業が実施する、性教育に特化した有料の勉強合宿のことである。性教育の民営化・商業化が発展する背景には中国の親の教育意識・子どもに対する教育期待の変化に大きな関係がある。

本研究では中国における商業化された性教育実践に着目し、こうした性教育がどういった位置付けにあるのか、ニーズがどこにあるのかなど、その現状と課題を考察する。これを通じて、中国と同じような状況である性教育実践が難しい地域の参考になる取り組みを見つけることが目的である。

### 2. 方法

調査方法は文献調査と関連する新聞報道を分析することである。まず、文献資料を分析することを通じて、中国においては、学校と民間団体それぞれ、または連動して性教育を推進する限界を明らかにする。こうした状況で商業化された性教育が展開されている背景と経緯を解明する。また、商業化された性教育にめぐる新聞報道をまとめて、これを通じて、商業化された性教育の現状と特徴を明らかにし、今後、それに対する期待を展望する。

### 3. 結果および考察

- (1) 現在の中国の学校では、包括的性教育が実践されていない。また、政策、募集資金、地域などに関して制限があるため、公益団体は長期間全国で性教育を推進するのは難しい。さらに、公益団体の性教育カリキュラム、講師を学校で活用することが有効であるが、公益性教育が学校に入り込むことがなかなかできない現状がある。
- (2) 商業化された性教育は展開されている背景には2010年以降、親の性に対する意識の変化、子どもに対する教育期待は子供たちの心身の健康な成長に关心を寄せるようになったということがある。また、素質教育と伴うキャンプ教育の発展は性教育を主題とする実践にモデルを提供した。
- (3) 商業化された性教育の特徴としては、自由度が高い。また、関係者の選択権が尊重され、商業化は包括的な性教育の支持者と反対者の間に「ファイアウォール」を築き上げた。
- (4) 学校、公益団体、政府がどのように商業化された性教育と協働し、商業化された教育をより科学的に導き、合理的に利用することによって、商業化された性教育を学校教育の有益な補完とし、多様で個別化された教育と社会のニーズを満たし、社会福祉と国家戦略に貢献させることが期待されている。



## 「近代以降の少子化傾向を客観的に把握する一研究」

○平松紀代子

滋賀大学

### 1. 目的

社会的な子育て支援策がなくても営まれてきた育児に際して、なぜ現代では子育て支援が必要なのだろうか。顕著な少子化傾向となっている今、この根本的問いに向き合うために、現代の育児を取り巻く環境について人口動態の切り口から客観的把握を試みた。

### 2. 出生力研究

多産時代の出生力変動は正の所得効果によって説明可能であったが（Malthus, 1826/訳書 1985）、先進諸国が少子化傾向となり多様な出生力規定要因が析出されるようになった。次第に人口動態がマクロ経済に与える影響も研究された。そのなかでも注目すべき研究は、年齢別人口構成比を説明変数とした人口ボーナス論である（Mason, 1997）。

### 3. 近代以降の少子化傾向の局面

人口動態は人口、死亡率、出生率の相互の影響や経済状況、公衆衛生・医療水準、教育水準等の影響を受けて変遷するものであるが、人口転換過程をふまえ4局面に大別した。

#### ①多産少死：出生率低下／出生数・人口増加期（明治～昭和初期）

緩やかな出生率低下傾向であったが、多産少死でようだい数が多かったコホートが育児期を迎えると、出生数は増加傾向で人口は急増。

#### ②少産少死：出生率・出生数低下／人口増加期：

【戦後～】夫婦が子ど�数を調整するようになり、ベビーブーム後は出生率・出生数ともに急低下。しかしこれは高齢者人口比率は1割未満と低く、人口は変わらず増加傾向。

【1970年代～】第2次ベビーブームで出生数が一時的に増加した後減少するも、人口は増加。合計特殊出生率はさらに低下し、その要因として高学歴化と晩婚化が指摘された。

#### ③少産多死：出生率・出生数低下／人口減少期（2000年代～）：

完結出生児数も低下し出生数は低下、高齢者人口比率が3割近くとなり人口減少社会に。晩産化によるキャッチアップ効果も第3次ベビーブームもみられないまま少子化傾向。

### 4. まとめと今後の課題

人口減少社会に至った急激な変化は容易に抗えない潮流である。そこで2000年代から完結出生児数も低下した背景にある個人の価値観や選択の変化をもたらした要因と人口ボーナス期は2度と来ない現実をふまえる必要がある。いわゆる性別役割分業観のもとで社会経済状況に応じて女性の就労が調整されるあり方を脱して、今こそ本当の意味での女性活躍に期待が寄せられる。また主体的にライフデザインする力を育む教育を通して、高齢出産忌避により希望子ども数の実現が阻まれている現状を改善することも必要といえる。

## 日本と韓国の高校生の高齢社会と将来イメージに対する意識比較

○杉井潤子・金珠賢 Ju-Hyun, Kim

同志社大学・国立忠南大学校

### 1. 目的

大衆長寿化が進行する人生 100 年時代に対応した、高齢者になるための新たなライフモデルの構築を目指し、2050 年さらに 2100 年を見据えてマクロ的視野をもったジェロントロジー教育の可能性に着目する。具体的には 2100 年には 90 歳代半ばを迎えることになる高校生を対象とし、少子高齢化が進行し、未来を見通す生き方が求められている若者世代の意識を日韓比較で検討する。

### 2. 方法

日本調査は 2021 年 11 月に全国男女各 500 名、計 1000 名の高校 1 年から 3 年までの高校生を対象に Web 調査（調査会社ネオマーケティングに委託）を実施した。調査票配信の対象抽出条件を、①性別：男女 ②年齢：15～18 才 ③居住地：全国 ④その他条件：高専生を除く高校生とした。その結果、回収された分析対象者は男子 500 名(50.0%)、女子 500 名(50.0%)、高校 1 年 294 名(29.4%)、高校 2 年 341 名(34.1%)、高校 3 年 365 名(36.5%)である。設問項目は、基本属性、家族規範、高等学校での高齢期についての学び、「年をとる」という加齢意識、高齢者イメージ、高齢期への不安、要介護や認知症の方とのかかわりの有無、エイジズム、将来イメージ、人生 100 年時代に対する意識である。韓国調査は 2023 年 5 月に高校生モニター 700 人を対象とした Web 調査（調査会社 HankookResearch に委託）を実施した。対象抽出条件および項目は日本と同じである。

### 3. 倫理的配慮

本調査は調査会社に委託し実施したものであり、調査対象者の人権の尊重、インフォームドコンセント、個人情報・プライバシー情報の保護および個人情報保護法令の遵守という基本事項を最優先に徹底した。

### 4. 結果および考察

日本の高校生は韓国の高校生と比べて、①家族規範では、性別役割意識や老親同居意識などの近代家族規範がより根強い。②年をとるという加齢意識では、記憶力や体力が低下し、人生残り少なくなり、家族への負担が増すと、より否定的にとらえている。③高齢者イメージやエイジズムでは、より拒絶感や否定感が強い。④将来イメージでは、意欲的な生き方指標が韓国の高校生のように認められなかった。⑤高齢期への不安はより強く感じていた。しかし、その一方で、⑥自分の将来や人生 100 年時代イメージはより明るく、好ましいものととらえていた。高校生の意識の比較結果を単純に解釈することは難しいが、とくに日本の場合、自分の将来を見通して人生 100 年を生き抜くためには、教育等を通してどのような意識を醸成していくことが必要なのかが問われているといえる。報告ではより詳細な分析をもとに考察をおこないたい。

付記：本研究は JSPS 科研費 JP20K02388 および JP24K05562 の助成を受けたものである。

## 中学校家庭科家族領域の指導案分析 ——シティズンシップ教育を視点として—

○増田 莉子

神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程

### 1. 目的

本論においては、家庭科の授業がシティズンシップ教育としてどのような可能性があるのか明らかにするため、中学校技術・家庭科家族領域高齢者学習(以下、当該領域)を取り上げ、シティズンシップ教育の視点から指導案の整理し、考察を加えることを目的とする。

### 2. 研究の背景

社会に参加する市民を育成するためのシティズンシップ教育は、1990 年代以降の各国の教育改革の中で重要な課題として注目されてきた。家庭科の教育実践はシティズンシップ教育に「子どもの具体的な生活と切り離さずに学習内容を構成」するという意味で重要な役割を果たし、その授業実践を積み重ねてきた(土岐, 2024)。しかし、これまでの家庭科においては、一見するとシティズンシップ教育と判断される実践は見受けられるが、シティズンシップ教育として議論の俎上にあげられることは少ない現状にある。先行研究においては家庭科におけるシティズンシップ教育の理論枠組み(土岐, 2019)や定義の導出(望月, 2012; 土岐, 2019)が行われてきたが、教育実践をシティズンシップ教育として整理する研究は管見の限り見られない。本研究は、家庭科が培ってきた具体的な生活課題に基づいた授業実践を検討し、シティズンシップ教育として再評価することにつながる。分析の枠組みとしては土岐(2019)が整理した、家庭科におけるシティズンシップに関わる概念、シティズンシップ・市民性・消費者市民・生活主体を用いた。

### 3. 分析対象

実践論文や報告に含まれる指導案、及び、インターネット上に公開されている指導案を抽出し、分析の対象とした。また当該領域が学習指導要領に初めて位置づけられた 1947 年から 2024 年(最終検索日:2024 年 8 月 30 日)を分析対象とした。

### 4. 方法

まず指導案に示された単元目標を抽出し、一覧表を作成することで指導案の整理を行った。単元目標が明確にされていない・書かれていないものは、本時の目標を用いた。

分析にはテキストマイニングツール KH-Coder Version 3. Beta. 07b (以下 KH-Coder) を用い、階層クラスター分析を用いてカテゴリーに分析した。その後、土岐(2019)・文部科学省(2021)を基に整理したシティズンシップの構成要素と、分析により出現したカテゴリーとの対応を確認した。

### 5. 結果および考察

結果よりこれまでの当該領域における指導案の目標は家庭科におけるシティズンシップ教育の要素を満たしていることが明らかになった。よって家庭科の当該領域はシティズンシップ教育の一端を担う可能性が示された。

## 中学校家庭科における「家族・家庭生活」分野の授業実践

—子どもの視点から家族を捉え直す—

○庄司 直矢  
愛知教育大学大学院教育学研究科

### 1. 目的

綿引（2021）は、家庭科教師の間で家族の多様性を教えることが共通理解となりつつあると述べており、生徒はさまざまな家族の在り方を学ぶ機会があると考える。他方、元森（2022）はこども社会学の分野で 2010 年頃から家族の多様化が再検討され、子どもの意見が等閑視されてきたことが指摘している。多様な家族の中で生きる／生きざるを得ない子どもが自身の意見から家族を批判的に捉え直すことは、自身を束縛する価値観から解放され自分らしく生き力を育むことにつながると考える。本報告では、子ども自身が自らの視点で家族を捉え直すことをねらいとして行った中学校家庭科「家族・家庭生活」分野の授業実践報告を行う。

### 2. 方法

分析対象とした授業は、2024 年 1 月 11 日～2 月 5 日にかけて計 3 時間完了で実施された。対象は愛知県内の公立中学校の 2 年生（計 7 クラス）である。子どもたちが自分の視点から家族を捉え直すことを目的に授業づくりを行った。生徒の発言と授業開始・終了時に行ったアンケートを資料として、授業を分析した。生徒の発言は板書記録を基に分析しアンケートの記述と合わせて、生徒が家族・家庭に対する支配的な価値観を見直すことができたか否か、またその理由について考察した。

### 3. 結果および考察

第 1 時「家族・家庭のはたらき」では、生徒たちは、家庭がもつさまざまな機能を理解し、家族との関わりと自分の時間のバランスを意識していることが分かった。また、家庭は単なる共同生活の場にとどまらず、個々人が成長しリラックスできる場所であると考えていることも明らかになった。また子どもたち自身が育つために必要な機能が、家庭内のみで行われることではないことに気付く生徒もみられ、家庭が果たす役割を問い合わせていた。

第 2 時「家族の多様性」では、生徒たちは家庭の多様性を理解し、受け入れる姿勢をもっていることが分かった。また自分の家族が唯一の「普通」ではないことに気付き、より広い視点を持つようになったことが分かった。また結婚に関する日本の法的規範を批判的に捉え、個人の価値観や考え方を変える必要性を感じている生徒も見られた。

第 3 時「多様性とこれからの私」では、家族という存在が必ずしも安らぎや安心をもたらすものではないことに気づく生徒も見られた。一方で家族の中での自分や他者の役割を再評価し、それに応じて行動する重要性を理解する生徒の記述が多く見られた。

家族や家庭の機能の多様性を受容しようとする記述がある一方で家族を重視する内容や、家庭内に留まる記述が多く見られ、子どもたちの中で家族を大切にする規範が強いことがわかつた。今後は子どもたちの価値観を揺さぶるような発問を行い、議論する時間を設けていきたい。

## 高等学校家庭科教育「家族・家庭」分野のアプローチ方法の検討

○松山 葵

東京都立世田谷泉高等学校

【目的】家族に対する考え方が多様になり、定義することが難しくなっている現在、高等学校の家庭科教育において「家族・家庭」で扱われている内容について検討する。その上で、先行研究で明らかとなっている、「家族・家庭」に対する家庭科教員の苦手意識の原因を探り、その苦手意識に、いかに対処しているのかを明らかにし、今日の高等学校の家庭科教育に求められている「家族・家庭」の分野の授業に対するアプローチ方法の検討を行う。

【方法】第一に授業の際に使用されている教科書の記載内容を明らかにする。J出版の2000年以降に発行された教科書を入手し、内容分析を行う。出版会社によっての違いの有無を見るため、T出版の教科書も対象とし、内容の比較を行う。第二に家庭科教員がどのような苦手意識を持っているのか明らかにするため、高等学校の家庭科教員にインタビュー調査を行い、苦手意識発生から解消までのプロセスを明確にする。インタビューの方法は半構造化式インタビューで、対象者は5名で全員女性である。本研究は東京家政学院大学大学院倫理審査会の審査を受け、承認されたものである。インタビューの分析方法は、時間軸を意識した分析が必要となるため、複線経路・等至性モデルを採用する。

【結果および考察】教科書分析の結果、J出版、T出版共に、目次は共通点が多く、自分を見つめるところから始まり、パートナーと出会い、家族を作っていくという、画一的なライフコースを歩むような印象を与える事が示唆された。家族の定義として両社ともファミリー・アイデンティティの考えが反映されていたものの、J出版は平成25年以降、ファミリー・アイデンティティの考えは消失している。家族の多様化に関する記述内容は、平成25年以降、両社共に家族の多様化を肯定的に評価する記述は見られなかった。

インタビュー調査の結果は、苦手意識発生までのプロセスとして、家庭科教員は初めにOPP(必須通過点)①である【教科書と実際の生徒にギャップが出る】ことに直面する。教科書に書かれている家族と、生徒が実際に経験する家族との間にギャップを感じ困惑しつつも資料集等を用いて授業を進めている事が明らかになった。そしてBFP(分岐点)②である【働く環境が変わる】ことに直面する。語りの分析から、教員は前の職場との比較を行い、苦手意識が発生しやすい状況になっている事が明らかとなった。その後、OPP②の【苦手意識が生じる】を経て、EFP(等至点)【家族・家庭を教える】という複線経路をたどる。苦手意識発生後のプロセスが授業方法に対するアプローチ方法になると想え、苦手意識発生後の複線経路を分析した結果、「データに基づく事実の提示」「ライフイベントごとの多様な選択肢の提供」「多様な家族についての価値観の共有」という3つの経路が析出された。

以上の結果から、教科書の使用のみではなく、大規模調査等のデータという根拠に基づき「家族・家庭」の現状を説明したり、ライフイベントごとの教科書に記載がない多様な選択肢を提供したり、多様な家族について教員自身が価値観を生徒に伝えて共有するなどが、「家族・家庭」分野の授業方法に有効であることが分かった。

## 小学校家庭科の家族・家庭生活領域における地域観の考察

○永田晴子

大妻女子大学

### 1. 目的

近年、国の政策や教育行政など様々な場面で、多くのことが「地域」の名のもとに述べられている。例えば、小学校社会科では、市町村、都道府県、我が国といった地理的範域によって学年ごとに扱う「地域」の学習内容が示されている。家庭科では、小・中・高等学校の内容の系統性の中で、空間軸と時間軸の視点から学習対象を整理している。空間軸は、生活を自己と家庭、地域、社会でとらえられており、小学校の空間軸は自己と家庭の視点となっているが、小学校の学習内容で扱う「地域」とは何かについては具体的には明示されていない。2017年には学習指導要領が改訂され、小学校家庭科の家族・家庭生活領域の学習内容に、「家族や地域の人々との関わり」が含まれるようになった。これは2008年改訂版の学習指導要領では、「家族や近隣の人々とのかかわり」となっていた内容が、小・中・高等学校の内容の系統性を明確にすること目的として改善されたものである。家庭科の家族・家庭生活の領域において人との関わりを学習するなかで「地域」がどのようなものとして位置づけられてきたのか、その変遷をたどり、その地域観について考察することが本研究の目的である。

### 2. 方法

1958年から2017年に改訂された小学校学習指導要領および小学校指導書家庭編、小学校学習指導要領解説家庭編に示されている、家族・家庭生活領域に関する学習内容と、それらに準拠している小学校検定教科書64冊を分析資料とする。また、各改訂年度の学習指導要領に関連する中央教育審議会答申および「月刊初等教育資料」も参考資料とした。小学校家庭科の学習内容における「地域」、家族・家庭生活領域における「地域の人びととの関わり」の記述内容を抽出し、学習指導要領改訂による学習内容の変化と地域観について考察する。

### 3. 結果および考察

1958年から2017年まで7回、学習指導要領改訂を行っている。その中で「地域」が小学校家庭科の学習内容に登場するようになったのは、2017年改訂になってからであった。1958年および1968年改訂の学習内容では、家族に関する学習内容の中に応接・訪問が含まれており、家族以外の人との関わり方を「交際」として取り上げ、応接や訪問の仕方についての記述が教科書に取り上げられていた。1977年改訂より、学習内容には、応接・訪問の内容は含まれなくなったが、教科書には、環境問題に関連する記述のなかで「地域」が使われはじめていた。1989年改訂以降の教科書では、「ふれあい」や「気持ちよい生活」に関連する記述の中で「地域」が使われていた。1998年改訂以降の教科書では、さらに、自分のできることを見つけ実践へつなげていく、共生や協力・協働に関連する記述の中でも使われていた。

現代の生活において人との交流やその意識が希薄化している傾向が指摘されており、生活の課題を解決する手立てが「地域」にも求められている。小学校家庭科の家族・家庭生活領域でも、多角的に「地域」をとらえる視点を培い、関わり方を学習することが求められている。

## 家庭科教員養成に所属する学生の 家族の在り方や多様性を題材にした授業構想 ：家族に関するワーク集の活用を通して

○村田晋太朗<sup>1</sup>・上野頤子<sup>2</sup>

<sup>1</sup>三重大学教育学部・<sup>2</sup>金城学院大学

### **研究目的**

令和7年使用中学校技術・家庭 家庭分野の教科書検定において、「家族とは何か」と問う記述や家族の多様性に対して文科省は「学習指導要領が示す内容に照らして、扱いが不適切である」として、いずれも修正を求める「検定意見」をつけた（毎日新聞, 2024/3/22）。家族関係学部会では、2020年セミナーにおいて「多様な関係性を持つ家族への理解と支援－ステップファミリーに注目して－」、2021年セミナーにおいて「家庭科は多様な家族をどう教えるか」のシンポジウムを開催しており、多様な家族をどう捉え、学校教育でどう教えていくか、について議論を進めてきた。そのセミナーでの取り組みから新たな研究グループが立ち上がり、2024年7月に家族について考えるワーク集（以下、ワーク集）が刊行された。ワーク集は、中等家庭科での活用や大学で家族関係を学ぶ学生をターゲットに作られたものである。ワーク集は前述した教科書では学習することができない現代社会の家族に関する現状や課題について学習することができるところである。他方で、このワーク集自体の学習効果については検討されていない。

そこで、本研究の目的は、教員志望学生がこのワーク集をどのように理解し、どのようにワーク集を活用し、家族の在り方や多様性についての授業を設計するかを把握し、その活用の効果について明らかにすることである。

### **研究方法**

2024年8月にA大学教育学部家庭科教員養成コースに所属する家族関係学の講義を受講済みかつ教員就職志望学生4名を対象に授業作りを行ってもらった。まず初めに、これまでの学びや自分で調べたことを踏まえて、「家族とは何か」「家族の多様性」を理解させる、考えさせる中等家庭科の授業を構想してもらった。次に、ワーク集の指定箇所を通読してもらい、初めに構想した授業を改訂してもらった。

### **結果**

初めに設計した授業では、「家族とはなにか？」を想起させた上で、直接的に問い合わせ、考える授業を構想している傾向にあった。

ワーク集を通読したあとの授業改善については、①ワーク集に掲載されているデータを提示し、客観的な知識を理解させる、②イラストを用いる、③直接的な問い合わせではなく、「同じところは？」「違うところは？」などのような問い合わせに改訂していた、④家族の多様さの視点を学生が理解し、授業に盛り込む、以上の傾向が明らかとなった。

### **付記**

金城学院大学・父母会特別研究助成費（令和5,6年度）の研究助成を受けて、実施した。